

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

鏡野町の国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症が疑われた場合に、そのよう療養のため労務に服することが出来なかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）について、傷病手当金を支給します。

支給要件

（対象者）

次の4つの条件をすべて満たす方

1. 鏡野町の国民健康保険被保険者で給与の支払いを受けていること。
2. 新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、療養のため労務に服することが出来なかったこと。
3. 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間に属すること。
4. 給与の支払いを受けられてないか、一部減額されて支払われていること。

（対象期間）

労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することが出来ない期間（最長1年6ヶ月間）のうち、就労を予定していた日。

（支給額）

（直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3×就労を予定していた日数

- ※1 給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることが出来る場合は、支給額が減額されたり、支給されないことがあります。
- ※2 支給額には上限があります。

必要書類等

- 国民健康保険消防手当金支給申請書（世帯主記入用）
- 国民健康保険消防手当金支給申請書（被保険者記入用）
- 国民健康保険消防手当金支給申請書（事業主記入用）
- 国民健康保険消防手当金支給申請書（医療機関記入用）
- 振込先金融機関口座情報
- 印鑑（認印）

■指定の様式がありますので、申請の際には保健福祉課国保係へご連絡ください。

注意事項

- ※ 個人事業主の方（給与の支払いをしている方）は対象外です。
- ※ 新型コロナウイルス感染症に感染した日、または感染の疑いによる療養のために休業された日の翌日から起算して2年間で時効となります。